

平成 26 年 3 月 12 日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案及び  
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について  
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 4 号及び第 5 号)

[FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(西潟課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5791

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5786

(豊重課長補佐、柏崎係長)

電話：03-5253-5783

放送法施行規則等の一部を改正する省令案及び  
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

1 改正の背景

(1) FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局について

- ① 総務省では、平成25年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、同年7月17日に公表した「中間取りまとめ」において、AMラジオ放送の災害対策や難聴対策を図るためのFM波（V-Low帯域等）の活用等を内容とする提言を受け、AMラジオ放送について従来の外国波混信対策に加えて地理的・地形的難聴対策のためにFM波（76.1～89.9MHz）を活用できることとする旨の基幹放送用周波数使用計画の変更を実施した。

（平成25年11月電波監理審議会諮問・答申。同年12月施行）

- ② また、総務省においては、AMラジオ放送の補完中継局の本格的な導入に向け、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」を本年1月31日に策定・公表。今般、V-Low帯域等を活用した災害対策及び難聴対策（都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策）のためAMラジオ放送を補完するFM中継局（以下、「補完中継局」）の導入について所要の制度整備を行うものである。

(2) 北海道の石狩湾沿岸地域における地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境の確保について

現在、北海道石狩湾沿岸地域において発生している、地上デジタルテレビジョン放送を行う礼文中継局からの電波の異常伝搬による混信を解消するため、礼文中継局のチャンネル変更（リパック）を行う必要がある。本リパックに伴って関連する知駒中継局についても割り当てチャンネルを変更する必要があるため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

2 諮問の内容

(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更関係

- ① FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局について

ア 空中線電力の大きな補完中継局について以下のとおり定める。

- ・開設目的…災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策
- ・使用可能な周波数…90.1～94.9MHz

（基幹放送用周波数使用計画中、第4の4（超短波放送）において新たに表を策定）

※ 放送対象地域ごとに民放AMラジオ放送の補完中継局の周波数を確保する。

※ ただし、平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数を削除する。

- ・ 空中線電力については、所要の電界強度を確保するための必要最小の値とするともに、当該補完中継局が設置される都道府県において県域FM放送を行う基幹放送事業者の親局の空中線電力の値を上限とする。

イ 上記ア以外の「その他の補完中継局」について以下のとおり定める。

- ・ 開設目的…災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策
- ・ 使用可能な周波数…76.1～94.9MHz

※ 災害対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzが使用できず、真に必要な場合は76.1～90.0MHzの使用を可能とする。

※ 都市型難聴対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzのみ使用可能。

- ・ 空中線電力については、原則100W以下とし、所要の電界強度を確保するための必要最小の値とする。

ウ 国内短波放送の放送対象地域において都市型難聴対策及び地形的難聴対策のため補完的に放送を行うFM方式の中継局の設置について規定する。

エ その他、所要の規定の整備を行う。

## ② 北海道の石狩湾沿岸地域における地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境の確保について

ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送事業者（総合放送（県域放送））の周波数等のうち、北海道を放送対象地域とする「浜頓別」を送信場所とする中継局の周波数（チャンネル番号）を変更する。

イ その他、リパックが終了した局の周波数の削除等、所要の規定の整備を行う。

## （2）放送法施行規則の一部改正関係

基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局については、空中線電力の上限を当該補完中継局が設置される都道府県において県域FM放送を行う基幹放送事業者の「親局」の空中線電力の値とすることにかんがみ、超短波放送の親局の放送設備の安全・信頼性基準を適用することとする改正を行う。

## （3）電波法施行規則の一部改正関係

中継局は全て電波法施行規則第6条の4により「公示する期間内に申請することを要しない無線局」とされているが、今回V-Low帯域等の周波数が新たに使用可能となることにかんがみ、「県域FM放送を行う基幹放送事業者のFM中継局」及び「AM放送を行う基幹放送事業者の補完中継局」の一部については、電波法第6条第7項に規定する「公示制度」の対象とするため、電波法施行規則第6条の4について規定の整備を行う。

### 3 参 考

F M方式によるA Mラジオ放送の補完中継局の制度整備のうち諮問事項以外の改正内容は、以下のとおり。

#### (1) 新規告示の制定関係

電波法施行規則の改正案において、地上基幹放送局の中継局のうち、「総務大臣が別に定めるもの」については、免許申請に当たってあらかじめ総務大臣が周波数を公示することとしており、公示する周波数の対象について告示を制定。

##### 【公示制度の対象を定める告示の内容】

以下の諸元の超短波放送の中継局を公示対象とする。

- ・使用する周波数：85.0MHz から 94.9MHz までのもの

(ただし、85.0～89.9MHz の周波数については地域ごとに対象となる周波数を定める。)

- ・空中線電力：20Wを超えるもの

(ただし、「基幹放送用周波数使用計画第4の4に定める周波数を使用する補完中継局」を除く。)

#### (2) 電波法関係審査基準の改正関係

##### ① 補完中継局の免許の基準を規定

- ・災害対策、外国波混信対策、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策のいずれかを開設の目的とすること。
- ・補完中継局に係る整備計画を確実に実行できること
- ・開設目的に照らして必要最小の空中線電力であること
- ・他の無線局等への混信妨害を排除するため、県域FM放送を行う基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること 等

##### ② 競願が発生した場合の比較審査基準を規定

局種、開設目的及び周波数利用の効率性等に照らして申請の優劣を判断するための基準を策定。

放送法施行規則等の一部を改正する省令案及び  
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について  
～FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備等～

平成26年3月12日  
情報流通行政局  
地上放送課・放送技術課

# FM方式によるAMラジオ放送の 補完中継局に関する制度整備 (諮問事項)

# FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局について

## 1. これまでの経緯

- ① 総務省では、平成25年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、7月に公表した「中間取りまとめ」において、AMラジオ放送の災害対策や難聴対策のためのFM波（V-Low帯域等）の活用等を内容とする提言を受けた。
- ② これを踏まえ、AMラジオ放送について従来の外国波混信対策に加えて地理的・地形的難聴対策のためにFM波（76.1～89.9MHz）を活用できることとする旨の基幹放送用周波数使用計画の変更※を実施した。

※ 平成25年11月 電波監理審議会諮問・答申、同年12月施行

## 2. 今回制度整備を行う省令・告示（諮問事項）

総務省では、AMラジオ放送の補完中継局の本格的な導入に向けて「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針」を本年1月31日に策定・公表。今般、**本方針を踏まえてV-Low帯域等を活用した災害対策及び難聴対策（都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策）のためのAMラジオ放送を補完するFM中継局（以下、「補完中継局」）の導入について所要の制度整備を行うもの。**

- (1) 基幹放送用周波数使用計画(告示)・・・補完中継局の開設目的、使用可能な周波数、空中線電力等についての規定を整備。
- (2) 放送法施行規則(省令)・・・補完中継局に適用される放送設備の安全・信頼性基準についての規定を整備。
- (3) 電波法施行規則(省令)・・・電波法第6条第7項の規定により、総務大臣が公示する周波数を使用するFM中継局（補完中継局含む）の免許申請についての規定を整備（総務大臣が別に告示するものを公示対象とする旨規定）。

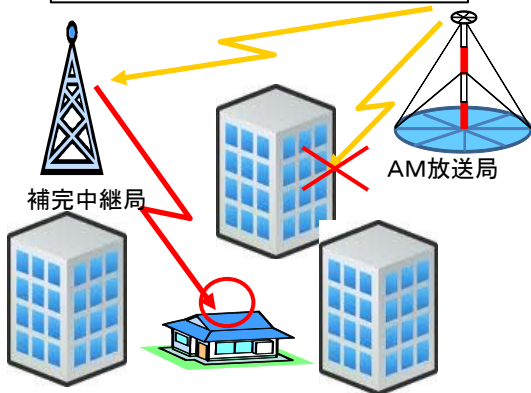
## 3. 今後制度整備を行う告示・審査基準（参考）

- (1) 告示の制定・・・電波法施行規則の改正に伴い、新たに公示対象とするFM中継局（補完中継局含む）を告示に定める。
- (2) 電波法関係審査基準・・・補完中継局の免許の基準及び競願が発生した場合の比較審査基準を定める。

# FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局の開設目的

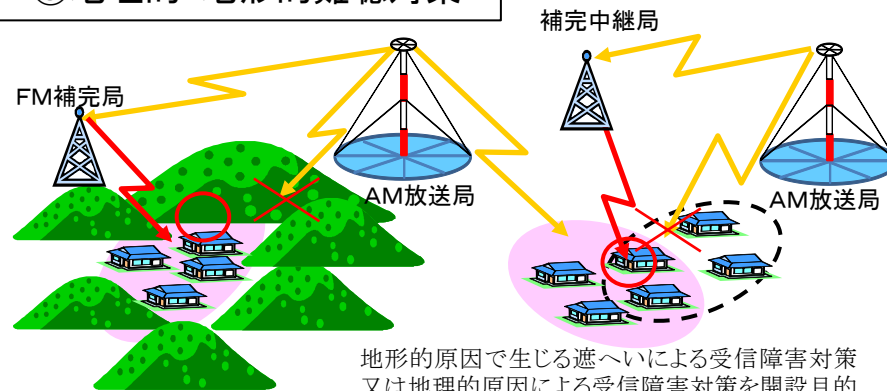
補完中継局は、難聴対策又は災害対策の必要性が認められる場合に限り開設を認めることとする。

## ①都市型難聴対策



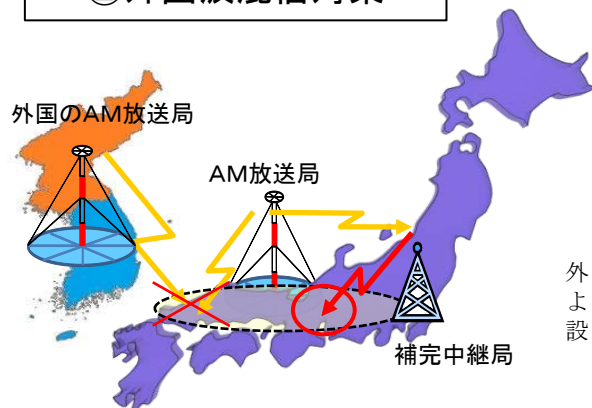
建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするもの

## ③地理的・地形的難聴対策



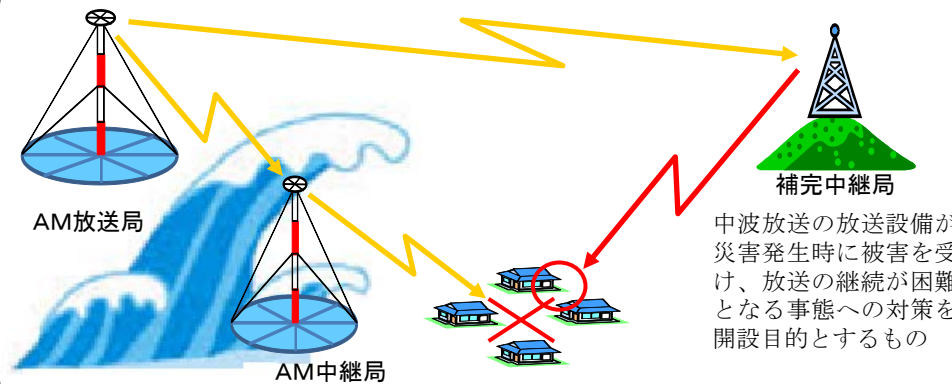
地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策を開設目的とするもの

## ②外国波混信対策

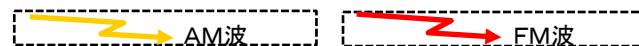


外国波との混信による難聴対策を開設目的とするもの

## ④災害対策



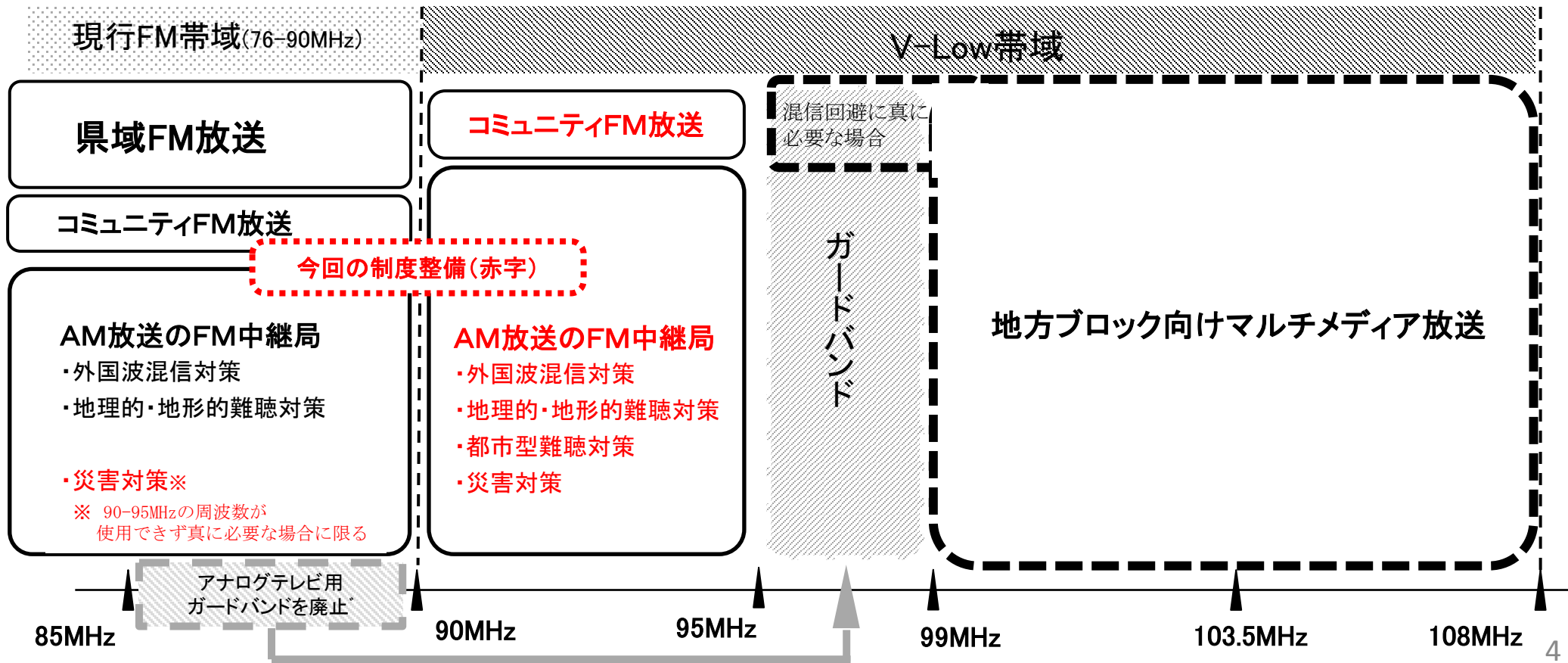
中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするもの





# 今回制度整備を行う省令・告示(1)【基幹放送用周波数使用計画の変更①】

- ① 補完中継局(AMラジオ放送を補完するFM中継局)の周波数 — 以下の開設目的に応じて使用可能な周波数を定める。
    - ア 災害対策…76.1~94.9MHzの周波数(ただし、90.0MHz以下の周波数は、90.1~94.9MHzの周波数が使用できず真に必要な場合に限る。)
    - イ 都市型難聴対策… 90.1~94.9MHzの周波数
    - ウ 外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策… 76.1~94.9MHzの周波数(90.1~94.9MHzの周波数を追加。)
  - ② コミュニティFM放送…使用可能な周波数として、90.1~94.9MHzの周波数を追加。
  - ③ 国内短波放送を補完するFM中継局…受信障害対策のための補完的なFM中継局の設置を認めることとする。(76.1~94.9MHzの周波数)
- (注) 県域FM放送については、変更なし。



# 今回制度整備を行う省令・告示(1)【基幹放送用周波数使用計画の変更②】

補完中継局については、AMラジオ放送の「親局の主たる補完中継局(空中線電力の大きな補完中継局)」と「その他の補完中継局」に分類し、それぞれについて、①開設目的、②使用可能な周波数及び③空中線電力を定める。

## ①「親局の主たる補完中継局」に係る規定の整備

- ・開設目的・・・災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策
- ・使用可能な周波数・・・90.1～94.9MHz(基幹放送用周波数使用計画、第4の4(超短波放送)において新たに表を策定)
  - ※ 放送対象地域ごとに民放AMラジオ放送の周波数を確保する。
  - ※ ただし、平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数を削除する。
- ・空中線電力・・・所要の電界強度を確保するための必要最小の値とするとともに、当該補完中継局が設置される都道府県において県域FM放送を行う基幹放送事業者の親局の空中線電力の値を上限とする。

## ②「その他の補完中継局」に係る規定の整備

- ・開設目的・・・災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策
- ・使用可能な周波数・・・76.1～94.9MHz
  - ※ 災害対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzが使用できず真に必要な場合は、76.1～90.0MHzの使用を可とする。
  - ※ 都市型難聴対策を開設目的とするものは、90.1～94.9MHzのみ使用可能。
- ・空中線電力・・・原則100W以下とし、所要の電界強度を確保するための必要最小の値とする。

# 今回制度整備を行う省令・告示【放送法施行規則及び電波法施行規則の改正】

## 放送法施行規則の改正（補完中継局に適用される放送設備の安全・信頼性基準）

・「親局の主たる補完中継局」については、空中線電力の上限を当該補完中継局が設置される都道府県において県域FM放送（関東広域圏は東京都、中京広域圏は愛知県、近畿広域圏は大阪府）を行う基幹放送事業者の「親局」の空中線電力の値とすることにかんがみ、超短波放送の「親局」の放送設備の安全・信頼性基準を適用することとする。

※ この措置により、①当該補完中継局は「15分以上の停波」が重大事故の対象となるほか、②耐震対策や停電対策等の措置も必要となる。

・「その他の補完中継局」については、超短波放送の「中継局」の放送設備の安全・信頼性基準を適用する。

## 電波法施行規則の改正（FM中継局（補完中継局含む）の公示対象に係る告示制定）

中継局は全て電波法施行規則第6条の4により「公示する期間内に申請することを要しない無線局」とされているが、今回V-Low帯域等の周波数が新たに使用可能となることにかんがみ、「県域FM放送事業者のFM中継局」及び「AM放送事業者の補完中継局」の一部については、電波法第6条第7項に規定する「公示制度」の対象とするため、電波法施行規則第6条の4について規定の整備を行う。

※ 公示制度の対象とする中継局については、別に告示を定める予定

（参考）電波法第6条第7項

次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一～三（略）

四 基幹放送局

# 今後制度整備を行う告示・審査基準(参考)

## (1) 周波数を公示する中継局に関する告示の制定

電波法施行規則の改正案において、地上基幹放送局の中継局のうち、「総務大臣が別に定めるもの」については、免許申請に当たってあらかじめ総務大臣が周波数を公示することとしており、公示する周波数の対象について告示を制定。

### 【公示制度の対象を定める告示の内容】

以下の諸元の超短波放送の中継局を公示対象とする。

① 使用する周波数:85.0～94.9MHzの周波数

(ただし、85.0～89.9MHzの周波数については地域ごとに対象となる周波数を定める。)

② 空中線電力:20ワットを超えるもの(ただし、「親局の主たる補完中継局」を除く。)

## (2) 電波法関係審査基準の改正

### ① 補完中継局の免許の基準を規定

・開設目的の適合性…災害対策、外国波混信対策、都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策のいずれかを開設の目的とすること。

(災害対策の場合は被災すると放送の継続が困難になる虞があること、難聴対策の場合は難聴の具体的な発生状況を提出資料により確認)

・経理的基礎…補完中継局に係る整備計画を確実に実行できること

・空中線電力…開設目的に照らして必要最小の空中線電力であること

・混信妨害…他の無線局等への混信妨害を排除するため、県域FM事業者等との調整に十分配慮していること 等

### ② 競願が発生した場合の比較審査基準を規定

・局種、開設目的及び周波数利用の効率性等に照らして申請の優劣を判断するための基準を策定

北海道の石狩湾沿岸地域における地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信環境の確保について  
(諮問事項)

# 制度整備の背景及び諮問の内容

## 1. 制度整備の背景

現在、北海道石狩湾沿岸地域において発生している、地上デジタルテレビジョン放送を行う礼文中継局からの電波の異常伝搬による混信を解消するため、礼文中継局のチャンネル変更(リパック)を行う必要がある。本リパックに伴って関連する知駒中継局についても割り当てチャンネルを変更する必要があるため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

## 2. 諮問の内容

地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送事業者(総合放送(県域放送))の周波数等のうち、北海道を放送対象地域とする「浜頓別」を送信場所とする中継局の周波数(チャンネル番号)を変更する。

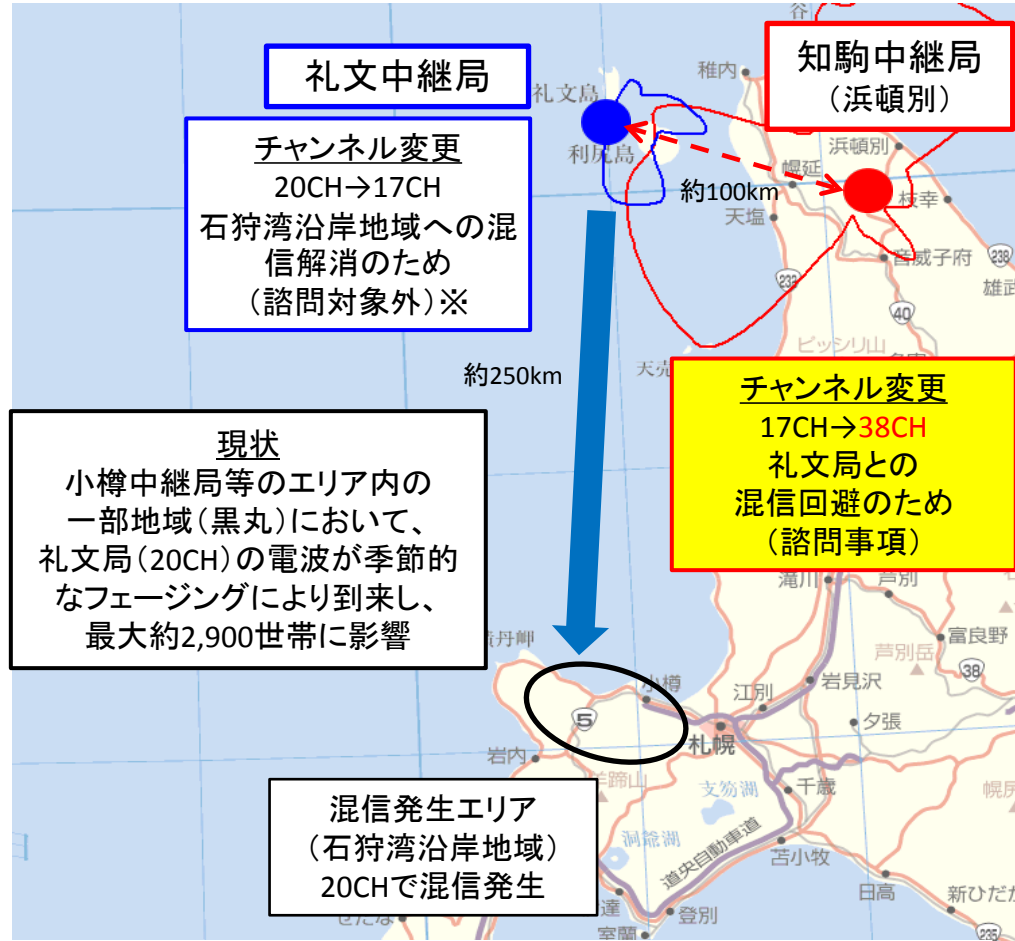
# 知駒中継局 変更概要

北海道石狩湾沿岸地域において礼文中継局からの電波の異常伝搬による混信が発生。

混信解消のためには礼文中継局のチャンネルを変更する必要があり、本リパックに伴って関連する知駒中継局についてもチャンネルを変更するもの。

## 知駒中継局(空中線電力:100W)のチャンネル変更 (送信場所:浜頓別)

知駒中継局	NHK 総合	NHK 教育	北海道 放送	札幌 テレビ 放送	北海道 テレビ 放送	北海道 文化 放送	テレビ 北海道
現在の チャンネル	48	46	41	36	39	34	17
変更後の チャンネル	48	46	41	36	39	34	38



※ 礼文中継局(空中線電力:3W)のチャンネル変更(20CH→17CH)は、基幹放送用周波数使用計画の変更を伴わないもの(諮問対象外)。

# 放送ネットワークの強靱化

(参考資料)



# 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」について

## 1 目的

- 東日本大震災において、放送は災害情報の提供をはじめとして国民が安心・安全に生活する上で大きな役割を果たした。
- 特に、ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになった。
- 放送がその役割を発揮するためには国民にあまねく届くことが必要であるが、電子機器等の普及や建築構造の変化がAMラジオの新たな難聴要因になっている。また、施設の老朽化や広告市場の縮小等の環境変化も生じている。
- こうした状況を踏まえ、今後とも放送が災害情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネットワークの強靱化策等について検討を行う。

## 2 構成員

### 【学識経験者】

座長	山本 隆司	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
座長代理	音 好宏	(上智大学文学部教授)
	鈴木 陽一	(東北大学電気通信研究所教授)
	中森 広道	(日本大学文理学部社会学科教授)

### 【放送事業者】

NHK	(塚田専務理事、久保田理事・技師長)
民放	(三木文化放送代表取締役社長(民放連ラジオ委員長)、 一力東北放送代表取締役社長、小川毎日放送取締役、 木村民放連専務理事)

### 【自治体】

勝部 修	(岩手県一関市長)
菊地 豊	(静岡県伊豆市長)

## 3 検討項目(例)

- ① 送信設備の防災対策
- ② ラジオの難聴対策
- ③ 災害情報の高度化・迅速化

## 4 スケジュール

平成25年

2月27日(水)(第1回)

5月30日(木)(第5回)

7月17日(水)中間とりまとめ公表

# 放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ①

## 放送ネットワークの強靱化に関する主な提言

- (1) 災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靱化
  - ・ラジオ送信所（中継局等）の整備
    - AMラジオ放送のFM波の利用促進（※AM局の廃止は、国際権益確保の観点から慎重に検討）
  - ・V-Low帯域の新たな活用
  - ・バックアップ設備の整備促進等（予備電源、予備送信設備等）
- (2) 地域密着型情報ネットワークの構築
  - ・コミュニティ放送用の新たな周波数の確保 等

### 〔報告書該当部分〕（抜粋）

ラジオ放送については、(略)様々な課題に直面している。こうした中で、放送が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするため、国、放送事業者、その他関係者は、放送ネットワークの強靱化に関する次の取組を早急に行うことが必要である。(略)

#### ①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備

ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である。(注)

ただし、AMラジオ放送が使用している周波数は、(略)外国主管庁との国際調整が必要とされており、(略)FM波による中継局の整備に伴い、AM局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要である。(略)

V-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、(略)AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。

(注) 基幹放送用周波数使用計画(略)により、AM放送の外国波混信対策のためのFM波による補完的な中継局の設置が認められている。また、平成4年度から平成17年度の間、民放AMラジオの難聴地域におけるAM中継局の整備に対し、国庫補助制度が措置されていた（民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業）。

#### ②災害対策としてのバックアップ設備の整備

首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が近い将来発生する可能性が指摘されていること等から、東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。

# 放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ②

## その他の主な提言 <参考>

### ○経営基盤の強靱化（事業者の主体的な取組を後押し）

- ・放送分野での産活法「事業分野別指針」の策定
- ・放送対象地域の統合の検討
- ・新たな制度整備の検討着手

### ○自治体との連携強化

- ・ラジオによる自治体情報提供の推進（中継局の活用等）
- ・災害放送等に関する連携強化（自治体、放送事業者、総合通信局等）

### ○新たなアイデアによる事業展開の推進

#### （1）コンテンツ配信の広域展開【エリアフリー化】

- ・インターネットによる地域や国境を越えたコンテンツ配信等

#### （2）地域密着性の強化【メッシュ化】

- ①県域ラジオ放送とコミュニティ放送の連携強化（互いの番組情報を住民に提供等）

- ②ケーブルテレビ、地上波テレビ、異業種との連携の強化

（ラジオをケーブル配信する途中でギャップフィルターでラジオ再放送等）

#### （3）受け手側の強靱化

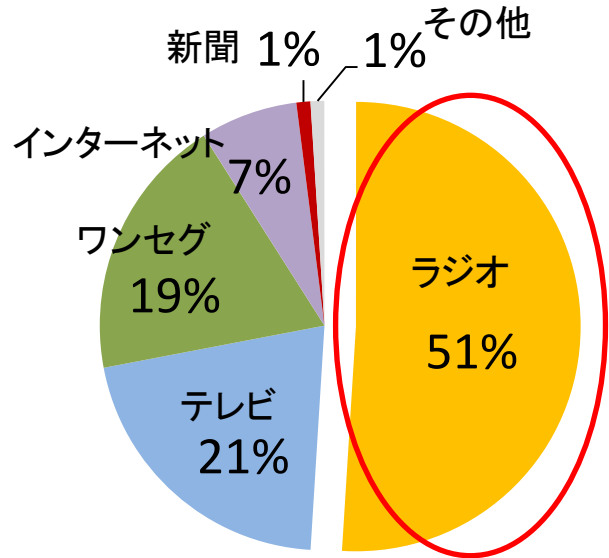
- ・受信機の普及（公共機関におけるラジオ受信機等の備蓄等）

#### （4）新たな事業展開についての実証

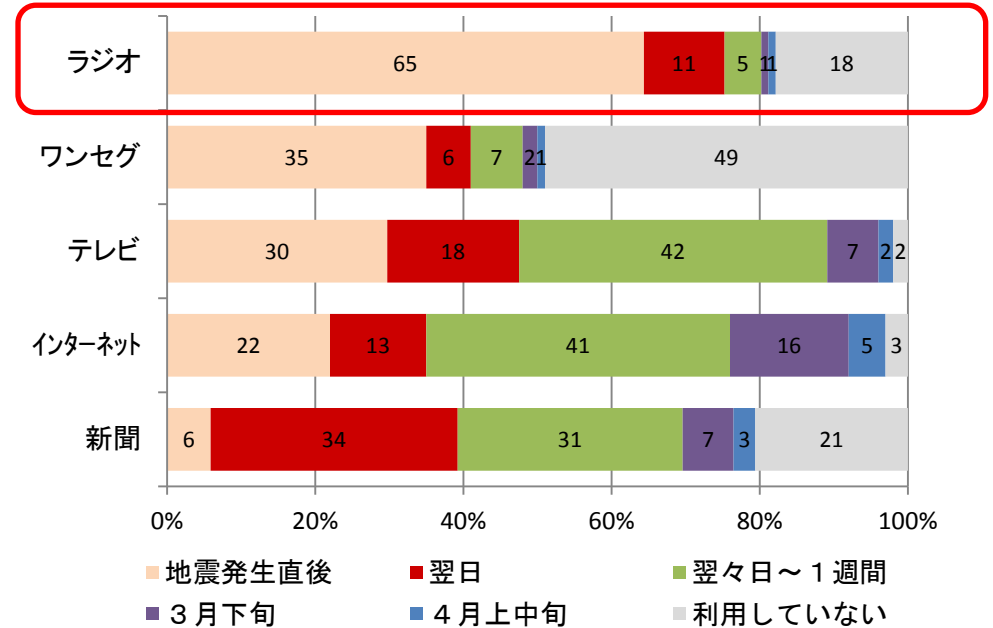
# 災害時における放送の有用性

東日本大震災の際は、発生直後から、テレビ・ラジオともに特別編成番組へ移行。長期間にわたり、被災情報、安否情報、生活情報など、必要とされる情報を提供し続けた。

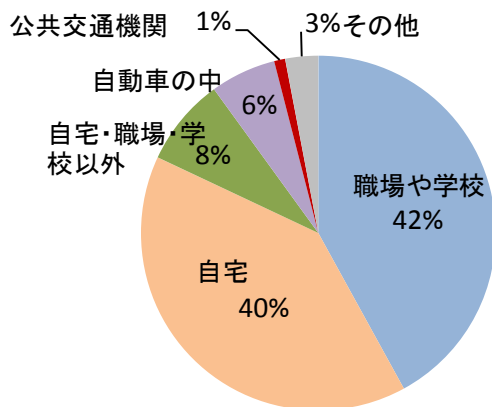
## ◆地震発生後、最初に利用したメディア



## ◆震災後の利用メディアと利用開始時期



## ◆地震発生時の居場所



- ・震災1時間後、家中の電池をかき集めてラジオのニュースを聞いた。(青森・男20代)
- ・避難した小学校では底冷えがひどく、寒さをまぎらわすためにラジオを聞いた。眠れない深夜に人の声を聞き続けることで安心できた。(宮城・女20代)
- ・メディアはラジオしかなく、地震速報、被害状況、道路事情など錯綜する情報が断片的に伝えられるのみで、沿岸部に関する有益な情報は得られなかった。(宮城・男40代)
- ・停電が続いたので家族みんなでコタツに入り、懐中電灯の灯りの中でラジオの地震情報を聞いた。普段からよく聞いていて聞きなれた声なので安心感があった。(岩手・女20代)

NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2011年9月号より

・2011年5月25日～6月3日実施

・岩手、宮城、福島、青森、茨城在住 18～49才男女(調査会社のモニターから抽出) 計3152名

# ラジオ放送設備(ラジオ送信所等)の安全性

- 東日本大震災によって、電気、ガス、道路等のライフラインが壊滅的な被害を受ける中、放送ネットワークについても例外なく震災の被害を受けた。
- 首都圏直下地震等が想定される状況下、バックアップ設備の充実など一層の対策が求められる。

## 1. AMラジオ送信所の立地状況(民間ラジオの親局の例)

海岸からの距離 海拔	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海拔5m未満	4局	3局	4局	11局
海拔5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局
海拔10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局
海拔20m以上	0局	4局	11局	15局
合計	10局	16局(※)	21局(※)	47局

※:「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地。

## 2. 東日本大震災における被害状況

### 【東北放送仙台送信所(親局)】(宮城県)

<海拔2m 海岸から約2.4km>

- 当時の津波は約3m。
- 局舎を1mかさ上げして設置しており、放送設備は水浸しにならず無事。ただし、フェンス類等の周辺施設は倒壊。
- 津波では停波しなかったが、停電後に予備電源の燃料が尽きて停波。本社屋上の予備送信所により放送継続。

平成23年3月12日撮影

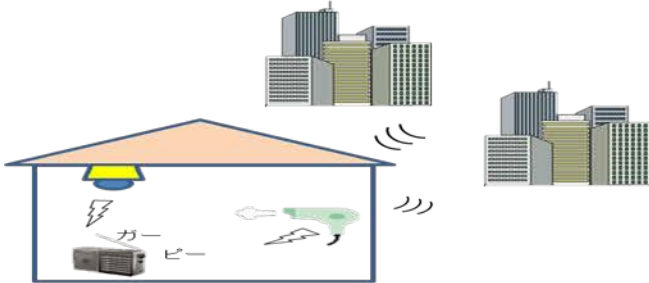


# ラジオの難聴

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化(高層化・堅牢化)により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

## ①都市型難聴

ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。



## ②地形的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。



## ③外国波混信による難聴

中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。



## <難聴対策の現状>

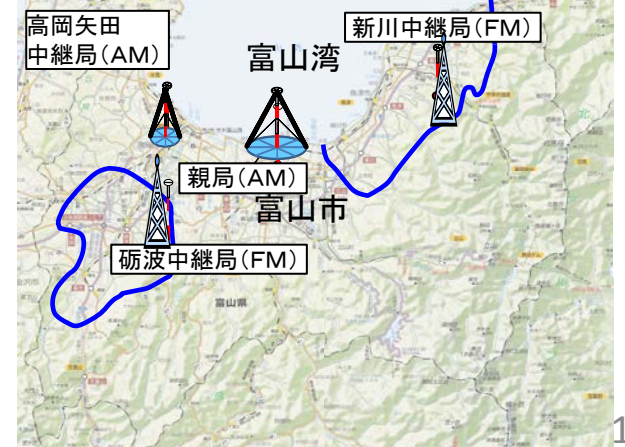
### ①受信相談

※ 放送局、総合通信局で対応中

### ②中継局の整備

※ AM局のFM波利用は外国波混信対策の場合に限定(離島等で例あり)

※ 北日本放送(富山県)のAM局の事例  
(右図の青線の内側がFM中継局の放送区域)



# 放送ネットワークの強靱化支援(新規)

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、放送施設の災害対策強化等を推進。

## 1 難聴対策ラジオ中継局整備(補助金)

【11.8億円(電波利用料財源)】

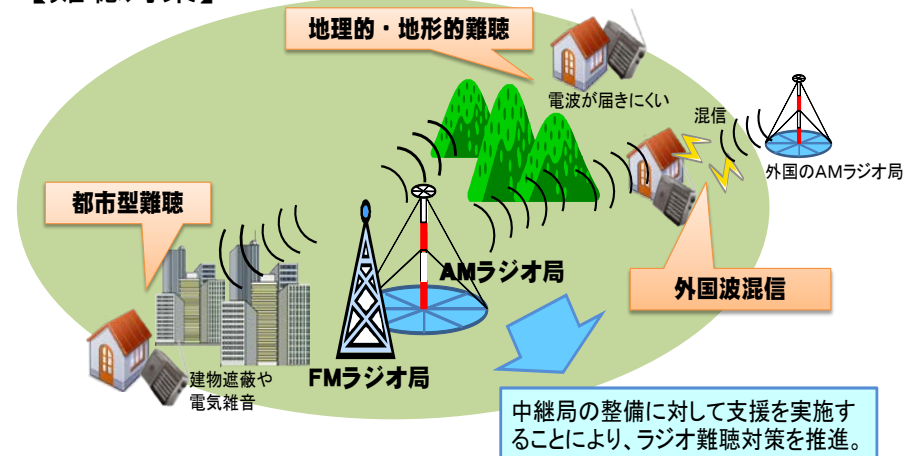
(1)事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体

(2)補助率

- ・ 地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・ 都市型難聴 1/2

【難聴対策】



## 2 災害対策ラジオ中継局整備、放送施設災害対策等(補助金)

【7.3億円(補正予算)】 ※地域ICT強靱化事業(約21.3億円)の一部

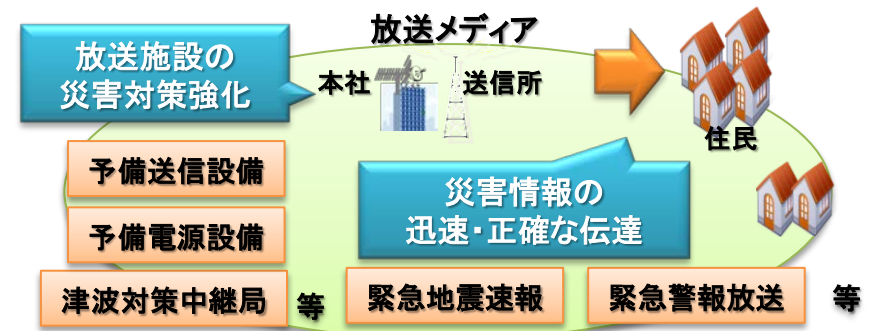
(1)事業主体

民間ラジオ放送事業者、民間テレビ放送事業者、自治体等

(2)補助率

- ・ 1/3(自治体の場合は1/2)

【災害対策】



## 3 税制上の特例措置(放送ネットワーク災害対策促進税制)

民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対し、税制上の特例措置を創設。

(1)国税(法人税):特別償却15%

(2)地方税(固定資産税):課税標準3/4(取得後3年間)

※ 予算措置は上記全体、税制措置は上記の一部が対象。

平成 26 年 3 月 12 日

日本放送協会が放送法第 20 条第 10 項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について  
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 6 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778



日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<p>協会のラジオ第一放送、ラジオ第二放送及びFM放送（以下、それぞれR1、R2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供するもの。</p>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、平成23年9月から、試行的に、ラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところ。また、平成25年4月より、一部の地域放送番組を追加で提供。</p> <p>当該業務の開始から2年たち、これまでの調査によって、当初、PC利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が、急速に増加していることが判明しており、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上では、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要がある。また、地域放送番組の利用実態や提供の在り方についても、引き続き幅広く聴取者からデータを収集・把握することが必要である。これらを踏まえ、引き続き当該業務を実施するもの。</p>
3 業務の実施計画の概要	<p>(1) 提供する番組</p> <p>R1：関東広域放送、近畿広域放送、中京広域放送、宮城県放送</p> <p>R2：全国放送</p> <p>FM：東京都域放送、大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県放送</p>

	<p>(2) 提供エリア 日本国内（国内での地域制限はしない。）</p> <p>(3) 提供態様及び提供品質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。</li> <li>・インターネットにアクセス可能なPC及びスマートフォンやタブレット等の携帯端末において利用可能とする。</li> <li>・送信時の伝送速度は1チャンネル当たり48kbps程度とする。</li> <li>・R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供する。</li> </ul> <p>(4) 携帯端末を対象とした調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯端末による利用状況を把握するため、利用者から、利用チャンネル、時間等のデータを収集し、分析する。なお、調査に当たっては、個人情報の取扱いについては十分留意し、利用者に対する適切な告知等の必要な措置を講じた上で実施する。</li> </ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。</li> <li>・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。</li> </ul>												
<p>4 業務の収支の見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 なし</li> <li>・支出 0.7億円</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; これまでの支出の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="518 1480 1434 1574"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可申請時 見込み</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td>1.8 (見込み)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	23年度	24年度	25年度	認可申請時 見込み	1.4	0.8	2.1	実績	1.4	0.8	1.8 (見込み)
区 分	23年度	24年度	25年度										
認可申請時 見込み	1.4	0.8	2.1										
実績	1.4	0.8	1.8 (見込み)										
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>平成26年度収支予算において措置。</p>												
<p>6 その他必要な事項</p>	<p>(1) 業務の実施期間は、平成26年4月1日から開始し、平成26年度末まで実施する。</p> <p>(2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があると</p>												

	<p>きは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後の在り方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。</p> <p>(3) 業務の実施状況について別途報告すると共に、調査結果について、適宜とりまとめて協会のホームページ等で公表する。</p>
--	--

## 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第20条第2項第8号)	<p>特に必要な業務であると認められる。</p> <p>(理由)</p> <p>「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」(以下「らじる★らじる」という。)については、「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの」として、平成25年度末まで実施することについて、電波監理審議会の諮問・答申を経て、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務として、平成23年3月に認可したものである。また、平成25年度より一部の地域放送番組を追加することについて、同様に電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成25年1月に認可をしているところである。</p> <p>これまでのところ、「らじる★らじる」については、地域放送番組を含め、一定の聴取者数を確保しているほか、ラジオ放送の難聴対策としても一定の効果が見られるところである。</p> <p>今回、協会から申請のあった業務は「らじる★らじる」の実施期間を平成26年度末まで一年間延長することにより、現在、急速に増加しているスマートフォン等の携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握することに加え、平成25年度に開始し一定の聴取者数を確保している地域放送番組の聴取実態や提供の在り方について引き続き調査・分析を行うものであり、本業務の実施を通じてより幅広い聴取者からデータを収集・把握して効果を検証することが可能となるものである。</p> <p>以上より、今回、協会から申請のあった業務については、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。</p>
2 営利を目的としな いものであること (法第20条第4項)	<p>本件番組提供は無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものにはあたらない。</p>

○ 放送法 (昭和25年法律第132号)

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 (略)

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 (略)

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

平成26年1月14日

総務大臣

新藤義孝 殿

日本放送協会

会長 松本正之

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務についての認可申請書

放送法第20条第2項第8号の業務として、標記の業務を行いたいので、放送法第20条第10項の規定に基づき、別紙書類を添えて認可申請いたします。

(別紙)

## 1 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）のラジオ第一放送、ラジオ第二放送及びFM放送（以下、それぞれR 1、R 2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する。

## 2 業務を行うことを必要とする理由

夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、協会のラジオ放送が聴取しにくい地域、場所が拡大しつつあるところ、こうした状況の改善に資するための補完的な措置として、平成23年9月から、試行的に、ラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところである。また、平成25年4月より、一部の地域放送番組を追加で提供している。

当該業務の開始から2年たち、これまでの調査によって、当初、PC利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が、急速に増加していることが判明しており、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的な措置としての効果を検証する上では、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要がある。また、地域放送番組の利用実態や提供のあり方についても、引き続き幅広く聴取者からデータを収集・把握することが必要である。これらを踏まえ、引き続き当該業務を実施するものである。

## 3 業務の実施計画の概要

### (1) 提供する番組

R 1：関東広域放送、近畿広域放送、中京広域放送、宮城県域放送

R 2：全国放送

FM：東京都域放送、大阪府域放送、愛知県域放送、宮城県域放送

### (2) 提供エリア

国内に限定する。（国内での地域制限はしない。）



(3) 提供態様及び提供品質

- ・ユニキャストによるストリーミング方式で、NHKのホームページから提供する。
- ・インターネットにアクセス可能なPC及びスマートフォンやタブレット等の携帯端末において利用可能とする。
- ・送信時の伝送速度は1チャンネルあたり48kbps程度とする。
- ・R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供する。

(4) 携帯端末を対象とした調査

- ・携帯端末による利用状況を把握するため、利用者から、利用チャンネル、時間等のデータを収集し、分析する。なお、調査に当たっては、個人情報等の取扱いについては十分留意し、利用者に対する適切な告知等の必要な措置を講じた上で実施する。

(5) その他

- ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。
- ・遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。

4 業務の収支見込み（平成26年度）

収入 なし

支出 0.7億円

<参考> これまでの支出の推移 (単位 億円)

区 分	23年度	24年度	25年度
認可申請時 見込み	1.4	0.8	2.1
実績	1.4	0.8	1.8(見込み)

5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成26年度収支予算において措置

## 6 その他必要な事項

- (1) 業務の実施期間は、平成26年4月1日から開始し、平成26年度末まで実施する。
- (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。なお、本業務に係る認可の終了後のあり方については、それまでの間に、業務の実施状況等を踏まえ、検討する予定である。
- (3) 業務の実施状況について別途報告するとともに、調査結果について、適宜とりまとめて協会のホームページ等で公表する。

## 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」についての認可申請に対する総務省の考え方

### 1 経緯等

平成26年1月14日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の認可を受けて、同条第2項第8号の業務として実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（以下「らじる★らじる」という。）に関して、引き続き「らじる★らじる」を実施することについて、同条同項同号の認可申請があった。当該申請に対する現時点での総務省の考え方は以下のとおりである。

### 2 申請内容

別添申請書のとおり。

### 3 現時点での総務省の考え方

#### (1) 認可の適否

認可することが適当であると認められる。

#### (2) 基本的な考え方

「らじる★らじる」については、「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの」として、平成25年度末まで実施することについて、電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成23年3月に認可したものである。

また、平成25年度より一部の地域放送番組を追加することについて、同様に電波監理審議会の諮問・答申を経て、平成25年1月に認可をしている。

今回の認可申請については、前回の認可申請において、「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする」とされていることから、

ア 実施内容の延長の必要性の有無

イ 実施内容の延長に要する経費が受信料財源を毀損する懸念の有無

といった観点から、認可の適否を検討するものである。

### (3) 具体的な検討

ア 実施内容の延長の必要性の有無

協会は、今回の認可申請において、当初、PC利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末による利用が急速に増加していることを踏まえ、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する補完的措置としての効果を検証する上で、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する必要があることや、平成25年度より開始している地域放送番組の聴取実態や提供のあり方について引き続き調査・分析を行う必要があることから、「らじる★らじる」について、平成26年度末まで一年間の期間延長を行うこととしている。

携帯端末の利用動向については、「らじる★らじる」の携帯端末向けアプリケーションのダウンロード数が、平成25年9月末時点で約270万件となっており、昨年同時期の1.8倍となっている。また、最新の協会のアンケート調査では、携帯端末による利用が、PC利用を既に上回っている可能性が高いことを示唆する結果となっている。地域放送番組については、先述の協会のアンケート調査によれば、一定の聴取者数を確保している。

これらを踏まえると、携帯端末による利用や地域放送番組の聴取等について、実態を詳細に調査・分析を行うことは、より幅広い聴取者からデータを収集・把握して効果を検証することが可能となるため、「らじる★らじる」の業務の目的の実現にも資することから、実施内容の延長は十分に必要性があるものと認められる。

イ 受信料財源を毀損する懸念の有無

協会は、今回の実施内容の延長に要する経費として、合計7,000万円を見込んでおり、著しく多額とは認められず、受信料財源を毀損する懸念はないものと考えられる。

以上のことから、本申請については認可することが適当と考えられる。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）（抜粋）

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

平成 26 年 3 月 12 日

日本放送協会に対する平成 26 年度国際放送等実施要請について  
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 7 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、岡田係長)

電話：03-5253-5798

## 日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について

### I 要請放送制度

#### 1 目的

NHKに国際放送等を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

#### 2 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

##### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

- (2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。平成26年度は、ラジオ約9.6億円、テレビ約24.9億円、計約34.5億円。

#### 3 これまでの取組

- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

### II ラジオ国際放送（国際放送）

#### 1 ラジオ国際放送の現状

- (1) 放送時間 1日延べ58時間10分
- (2) 放送区域 16区域

(欧州、北米、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

- (3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フ



ランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所 1 か所 (八俣送信所)、海外中継局 20 か所



短波	①	シンガポール中継局
	②	アセンション中継局
	③	ダバヤ中継局
	④	フランス中継局
	⑤	ドイツ中継局
	⑥	ウズベキスタン中継局
	⑦	リトアニア中継局
	⑧	マダガスカル中継局
	⑨	パラオ中継局
	⑩	アメリカ中継局
	⑪	南アフリカ中継局
中波	⑫	モスクワ中継局
	⑬	リトアニア中継局
	⑭	タジキスタン中継局
	⑮	ブラジル中継局(サンパウロ他)
FM	⑯	インドネシア中継(ジャカルタ他)
	⑰	ヨルダン川西岸中継
	⑱	アフガニスタン中継(カブール他)
	⑲	バングラデシュ中継(ダッカ他)
	⑳	タンザニア中継(ダルエスサラーム他)
	㉑	ブラジル中継(ブラジリア他)

(⑦と⑬は同じ)

## 2 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。  
(平成25年度の要請と同旨。)

### 1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

### 2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

### 3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成2

6年度予算)において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

※ 平成26年度予算が原案どおり成立した場合は約9.6億円。

### Ⅲ テレビ国際放送（協会国際衛星放送）

#### 1 テレビ国際放送の現状

(1) 放送時間 外国人向け：1日23.5時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）

邦人向け：1日5時間程度

(2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

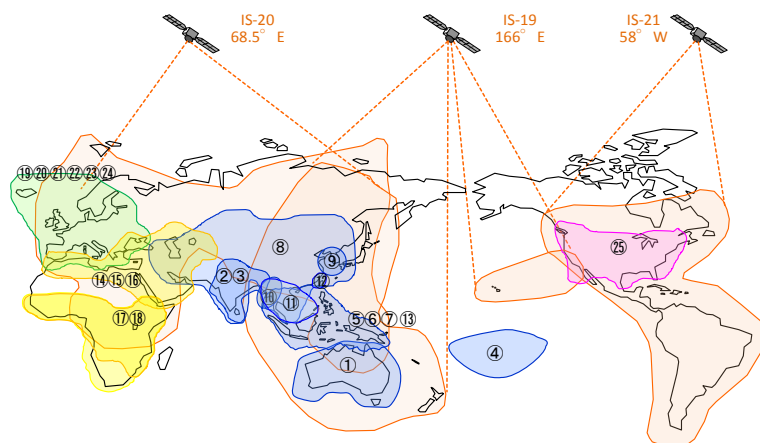
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

(3) 使用言語 2言語（日本語、英語）

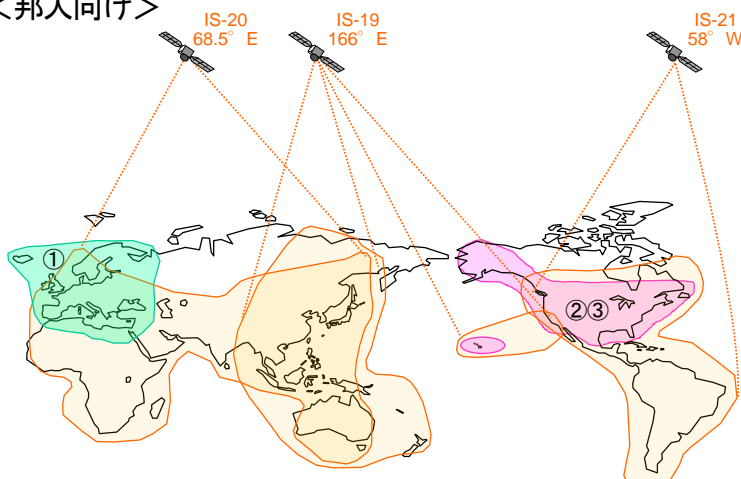
(4) 送信衛星 外国衛星28基

(5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

#### <外国人向け>



#### <邦人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
アジア・太平洋	① Optus-D3	東経 156.0°
	② Insat 4B	東経 93.5°
	③ IS-12	東経 45.0°
	④ IS-19	東経 166.0°
	⑤ Palapa-D	東経 113.0°
	⑥ Vinasat 1	東経 132.0°
	⑦ NSS-11	東経 108.2°
	⑧ Asia Sat 3S	東経 105.5°
	⑨ Koreasat 6	東経 116.0°
	⑩ Apstar-7	東経 76.5°
	⑪ Vinasat 2	東経 131.8°
	⑫ AsiaSat 4	東経 122°
	⑬ JCSAT-4B	東経 124°
中東・アフリカ	⑭ Nilesat 201	西経 7.0°
	⑮ Amos 2	西経 4.0°
	⑯ Turksat 2A	東経 42.0°
	⑰ SES4	西経 22.0°
欧州	⑱ Astra 4A	東経 5.0°
	⑲ EutelSat 28A	東経 28.5°
	⑳ Astra 1KR	東経 19.2°
	㉑ EutelSat Hot Bird 13D	東経 13.0°
	㉒ EutelSat 36B	東経 36.0°
	㉓ Hispasat 1E	西経 30°
	㉔ Astra 4A	東経 5.0°
北米	㉕ AMC 4	西経 101.0°

区域	使用衛星	軌道位置
欧州	① EutelSat Hot Bird 13D	東経 13.0°
北米	② Echo-14	西経 119°
	③ Anik F3	西経 118.8°

## 2 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

(平成25年度テレビ国際放送実施要請の変更(平成26年2月7日)以降の平成25年度の要請と同旨。)

### 1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

### 2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成26年度予算(平成25年度補正予算を含む。)※1)において示される金額※2を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

※1 平成25年度補正予算が繰り越された場合に記載。

※2 平成26年度予算が原案どおり成立した場合は約24.9億円。このほかに、平成25年度補正予算が繰り越された場合は、当該繰越額。

以上

# 日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

過去の要請書等		
平成25年度国際放送等実施要請事前通知書	-----	1
平成25年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	6
平成25年度テレビ国際放送実施要請書	-----	10
平成25年度国際放送等実施要請に対するNHKの回答	-----	14
平成25年度テレビ国際放送実施要請(変更)事前通知書	-----	16
平成25年度テレビ国際放送実施要請書(変更)	-----	18
平成25年度国際放送等実施要請(変更)に対するNHKの回答	-----	19
交付金額等の推移		
総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移	-----	20
関係法令		
放送法参照条文	-----	21

平成26年3月12日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室



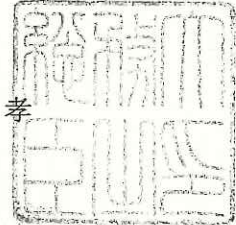
総情国第6号-3

平成25年3月15日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣  
新藤 義孝



平成25年度国際放送等実施要請について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成25年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2の内容により、要請を行うこととしましたので、通知します。

ただし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成25年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。

総情国第6号-1

平成25年4月1日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

新藤義孝

印

平成25年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

以上

総情国第6号-2

平成25年4月1日

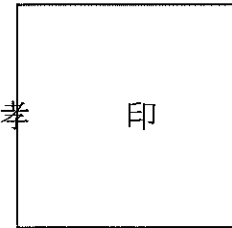
日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

新藤義孝

印



平成25年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。



- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

以上



総情国第6号-1-1

平成25年4月1日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

新藤 義孝



平成25年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

## 1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

## 2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成25年5月20日までとする。

以上

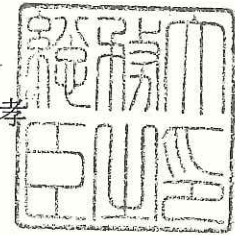


総情国第6号-1-2

平成25年5月15日

日本放送協会  
会長 松本 正之 殿

総務大臣  
新藤 義孝



平成25年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年5月15日から平成26年3月31日までとする。

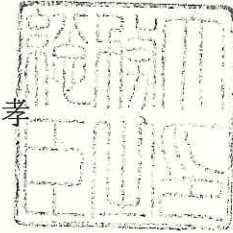
以上



総情国第6号-2-1  
平成25年4月1日

日本放送協会  
会長 松本 正之 殿

総務大臣  
新藤 義孝



平成25年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成25年5月20日までとする。

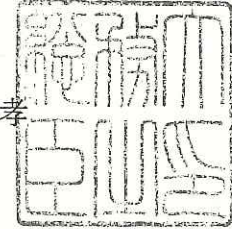
以上



総情国第6号-2-2  
平成25年5月15日

日本放送協会  
会長 松本 正之 殿

総務大臣  
新藤 義孝



平成25年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。



- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年5月15日から平成26年3月31日までとする。

以上



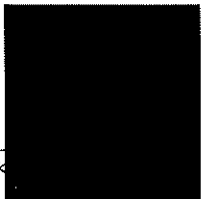
平成25年4月1日

総務大臣

新藤 義孝 殿

日本放送協会

会長 松本 正



平成25年度国際放送等の実施要請について（回答）

平成25年4月1日から5月20日におけるラジオ国際放送  
およびテレビ国際放送の実施要請については、応諾します。



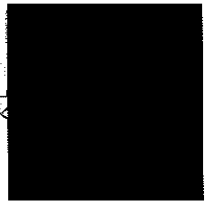
平成25年5月15日

総務大臣

新藤義孝 殿

日本放送協会

会長 松本正志



平成25年度国際放送等の実施要請について（回答）

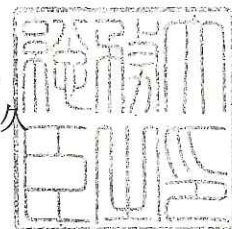
平成25年5月15日から平成26年3月31日におけるラジオ  
国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、応諾します。



総情国第2号-2  
平成26年1月16日

日本放送協会  
会長 松本 正之 殿

総務大臣臨時代理  
国 務 大 臣 田村 憲久



平成25年度テレビ国際放送実施要請の変更について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成25年度補正予算が国会の議決を経た場合、別添の内容により、要請の変更を行うこととしましたので、通知します。

つきましては、別添に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、上記要請の変更の日に、文書により回答されるよう願います。

(別添)

総情国第2号-1

平成26年※月※日

(※印は要請の変更の日を記入)

日本放送協会

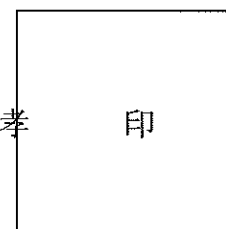
会長 ※※ ※※ 殿

(※印は要請の変更の日時点の会長名を記入)

総務大臣

新藤義孝

印



平成25年度におけるテレビ国際放送の実施要請の変更について (要請)

放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、「平成25年度におけるテレビ国際放送の実施について(要請)」(平成25年5月15日付け総情国第6号-2-2)のうち、3(4)及び4(1)を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

### 3 その他必要な事項

(4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。

### 4 国の費用負担等

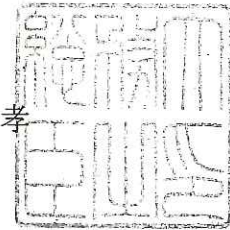
(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成25年度予算及び平成25年度補正予算)において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。



総情国第2号-1  
平成26年2月7日

日本放送協会  
会長 初井 勝人 殿

総務大臣  
新藤 義孝



平成25年度におけるテレビ国際放送の実施要請の変更について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、「平成25年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）」（平成25年5月15日付け総情国第6号-2-2）のうち、3（4）及び4（1）を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

### 3 その他必要な事項

（4）放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。

### 4 国の費用負担等

（1）この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成25年度予算及び平成25年度補正予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。



平成26年2月7日

総務大臣

新藤義孝殿

日本放送協会

会長 榎井 勝

平成25年度テレビ国際放送実施要請の変更について（回答）

平成25年度テレビ国際放送実施要請の変更については、応諾します。

# 総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移（過去10年間）

（単位：億円）

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	176
24	9.5	24.5	195
25	9.5	24.5 (+5.0)	200(+5.0)
26	<i>9.6</i>	<i>24.9</i>	<i>214</i>

※ 平成24年度までは決算額、平成25年度は予算額、斜体は予算案。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、総務省交付金額については四捨五入。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度から、放送法施行規則別表第2号に定める予算書の様式から消費税の項目が削除されたことに伴い、税抜金額となっている。



## ◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

### （定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

## (目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

## (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

## (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学

学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

### （国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

### （国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

### （放送番組の編集等）

第八十一条 （略）

2・3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外

国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。

6 (略)

#### (電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)

(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

平成 26 年 3 月 12 日

認定放送持株会社の認定について  
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、竹村係長、広瀬係長)

電話：03-5253-5793

## 認定放送持株会社の認定について

### 1 経緯・概要

(株)テレビ朝日及び中部日本放送(株)から、経営の効率化等を図るため、認定放送持株会社化に係る申請があった。

審査の結果、いずれも関係法令に適合していると認められるので、認定放送持株会社の認定を与えることについて諮問する。

### 2 申請の概要

#### (1) (株)テレビ朝日

- ・ 申請対象会社の名称：(株)テレビ朝日（平成26年4月1日付けで「(株)テレビ朝日ホールディングス」に商号変更予定）
- ・ 代表者：代表取締役社長 早河 洋
- ・ 資本金：366億円
- ・ 主たる出資者：(株)朝日新聞社25.1%、東映(株)15.1%、(公財)香雪美術館4.6%
- ・ 子会社となる基幹放送事業者の名称：
  - ①(株)テレビ朝日（地上基幹放送事業者）
  - ②(株)ビーエス朝日（衛星基幹放送事業者：BS放送）
  - ③(株)シーエス・ワンテン（衛星基幹放送事業者：東経110度CS放送）

#### (2) 中部日本放送(株)

- ・ 申請対象会社の名称：中部日本放送(株)
- ・ 代表者：代表取締役社長 大石 幼一
- ・ 資本金：13億2千万円
- ・ 主たる出資者：(株)中日新聞社9.9%、竹田本社(株)6.4%、(株)三菱東京UFJ銀行4.9%
- ・ 子会社となる基幹放送事業者の名称：
  - ①(株)CBCテレビ（地上基幹放送事業者）
  - ②(株)CBCラジオ（地上基幹放送事業者）

### 3 審査の概要

放送法第159条第2項第1号（申請対象会社が株式会社であること）、第2

号（申請対象会社が基幹放送事業者でないこと）、第3号（申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれること）、第4号（申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること）及び第5号（欠格事由に該当しないこと）への適合性について、いずれも適合している。

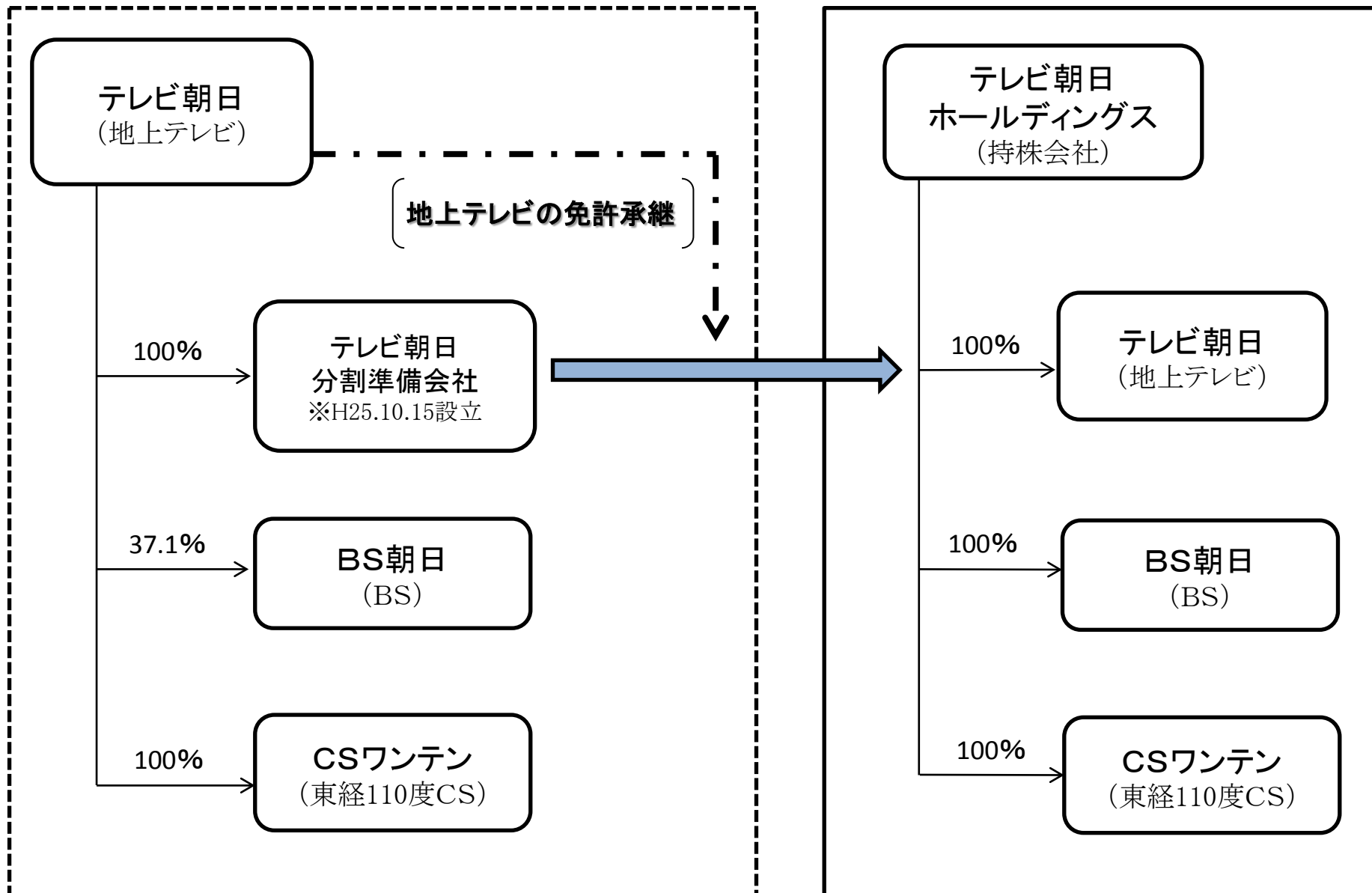
（参考資料）

（株）テレビ朝日及び中部日本放送（株）の認定放送持株会社化のイメージ図

# (参考資料) (株)テレビ朝日の認定放送持株会社化のイメージ図

<現 状>

<持株会社移行後>  
H26.4.1(予定)



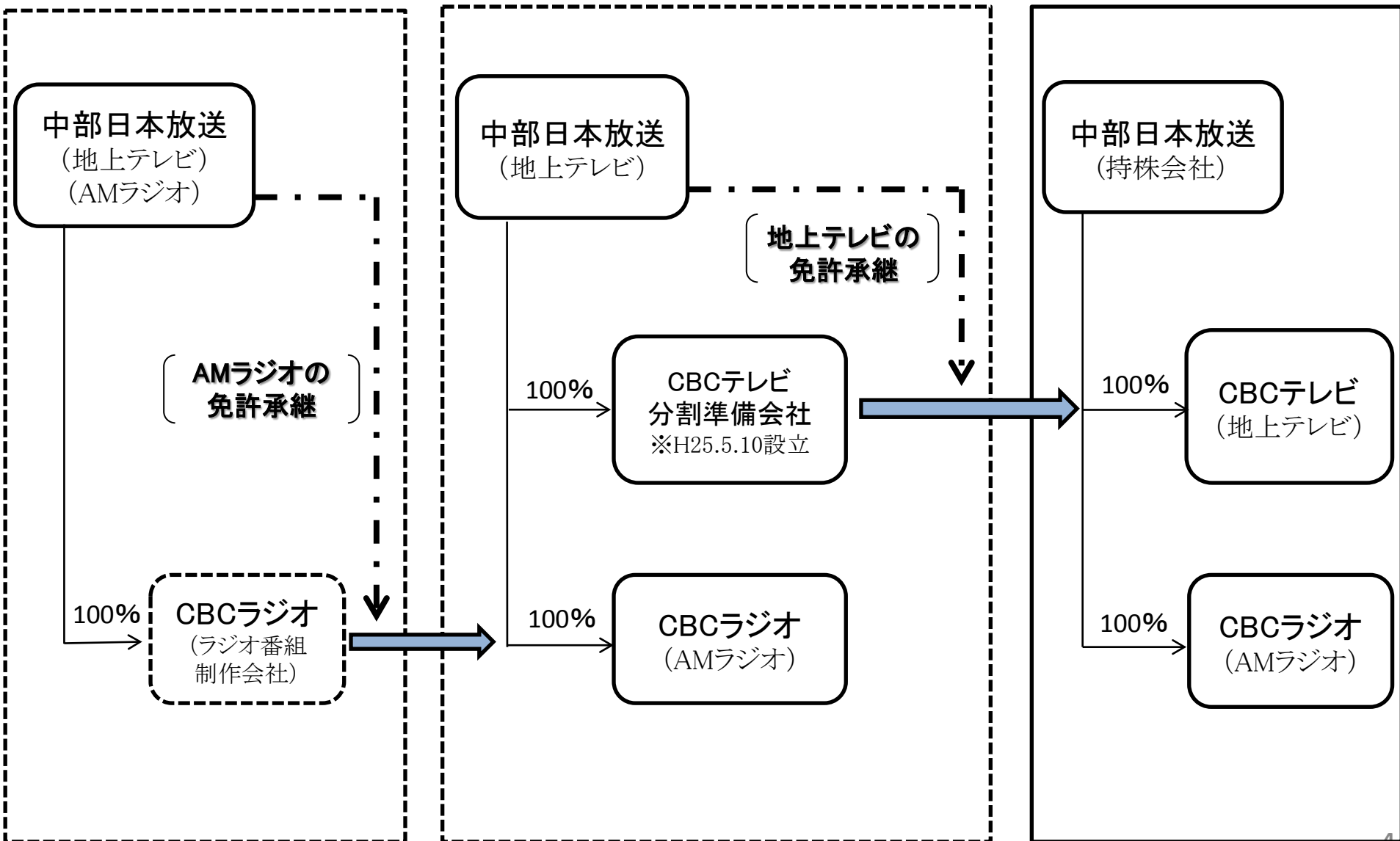


# 中部日本放送(株)の認定放送持株会社化のイメージ図

<H25.3.31以前>

<現 状>

<持株会社移行後>  
H26.4.1(予定)



平成 26 年 3 月 12 日

登録一般放送事業者の登録の取消しについて  
(平成 26 年 3 月 12 日 諮問第 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(飯村課長補佐、駒崎係長)

電話：03-5253-5809

## 登録一般放送事業者の登録の取消しについて

### 1 経緯

- (1) 下記に掲げる登録一般放送事業者は、一般放送の業務を引き続き1年以上休止している状況である。
- ① 株式会社大日光ケーブルテレビ（栃木県日光（旧今市）市）
  - ② 環境エンジニアリング株式会社（滋賀県大津市）
- (2) 総務省（当該登録一般放送事業者を所管する各総合通信局）は、当該登録一般放送事業者に対し、事情聴取や現地調査などを行うとともに、状況の改善に向け口頭及び文書により再三指導してきたところであるが、現在においても、状況は改善されていない状態にある。

### 2 諮問内容

放送法第131条第1号の規定に基づき、上記(1)①及び②に記載する登録一般放送事業者は、それぞれ、同号に規定する「正当な理由」がないのに、一般放送の業務を引き続き1年以上休止していることが認められることから、当該登録一般放送事業者の登録を取り消すこととしたい。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（登録の取消し）

第百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき。
- 二～四 （略）

以上